

美浜町地区公民館社会教育関係団体登録制度

美浜町地区公民館（以下「公民館」と言います。）では、サークル活動を行うみなさんを支援しています。

その中でも「美浜町地区公民館社会教育関係団体登録制度」は、町民の自発的な学習活動を支援することで、活発なサークル活動を展開していただき、「学びあい、教えあう」体制づくりを実現しようとするものです。

登録していただくことで、町のホームページにて会員募集も兼ね掲載します。また、公民館施設等使用料の減免制度が適用されます。

1. 社会教育関係団体とは

「法人であると否を問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行なうことを主たる目的とするもの」で、どこにもだれにも支配されず、活動をしようとする人たちが自発的に団体を作り、活動の目的や内容・方法などを会員同士で話し合い、自主的な運営を行なう団体を言います。なお、地域の老人会、婦人会や体協等は社会教育関係団体とみなします。

2. 次のような団体は「社会教育関係団体」ではありません

塾やカルチャーセンターのように、講師（先生）が中心になって活動を進めている団体や、学習活動を行わず、会員相互の親睦や交流のみが目的となっている団体も社会教育関係団体ではありません。

3. 登録の要件（次の要件をすべて満たす団体が社会教育関係団体に登録できます。）

- (1) 当該団体の意思を表明する代表者及び当該団体の意思を執行する組織又は機構が確立していること。（会則や活動計画があること。）
- (2) 自ら経理し、及び監査する会計機構があり、かつ、財政が確立していること。（ただし、会費等の徴収がなく、会計事務が発生しない場合は、この要件を満たしていると認めます。）
- (3) 団体活動の本拠が町内にある団体であること。
- (4) 1年以上の団体活動の計画のある団体であること。
- (5) 団体構成員が5人以上であり、かつ、構成員の半数以上が町に住所地を有するもの。
- (6) 広く町民に開かれた団体であり、誰でも加入できる団体であること。

- (7) 次に掲げる行為を行わない団体であること。
- ア 営利を目的とした行為
 - イ 特定の政党又は候補者の利害に関する行為
 - ウ 特定の宗教の利害に関する行為
 - エ その他公共の利益に反する行為
- (8) 国または地方公共団体の支配に属さない団体であること。
- (9) 他の団体と積極的に連携、交流及び協力し、並びに青少年育成又は社会貢献を行う団体であること。
- (10) 事業所、学校等の同好会又はクラブ活動の団体（チーム名に事業所等の名称の一部が入っている場合や、事業所等の助成等を受けている場合を含む。）でないこと。
- (11) 非営利な活動であっても、会費が著しく高額である団体でないこと。
- (12) 講師主体の教室的な団体でないこと。

4. 申請・届出方法等

次に掲げるものを、貴団体が主に利用する地区公民館へ届け出てください。

- ・美浜町地区公民館社会教育関係団体登録申請書
- ・会員名簿（氏名、住所、生年月日）（※）
- ・規約又は会則（※）
- ・活動実績のある団体は、前年度の活動実績と収支決算書（※）
- ・活動実績のない団体は、申請時以降の活動計画及び収支予算書（※）
- ・その他、提出を求められた必要な書類
 - （※）印のついているものは、決められた書式はありません。団体内でお使いになっている書類でかまいません。
 - 会費等の徴収がなく、会計事務が発生しない場合は、収支予算（決算）書の提出は必要ありません。

5. 登録証の交付及び有効期間

審査の結果、登録を認定した団体には「美浜町地区公民館社会教育関係団体登録証明書」を交付します。登録証の有効期間は認定基準日（4月1日）から次の認定基準日前日までの1年間です。

なお、年の途中で登録認定された場合においても、有効期限は次の認定基準日前日までとなります。

6. その他

申請書に記載した事項に変更（代表者の交代や連絡先の変更など）があったときや、活動を停止、または団体を解散したときは、すみやかに届け出てください。

なお、登録認定後に、登録要件に当てはまっていないことがわかったときや、申請書に虚偽の記載があったときなどは、登録認定を取り消すことがあります。

添付書類の作り方Q & A

Q1 私たちのサークルは、毎月の練習や学習会が主ですが、活動実績書はどのように書けばよいでしょうか。

A1 普段の活動をまとめたものを「活動実績」として提出してください。特別な大会や行事への参加実績だけでなく、定例的な練習や学習などが「年間事業」となります。また、サークル運営のために開催した総会や役員会などの話し合いも、「活動実績」に含め、記入してください。

（例）〇〇コーラス 〇〇年度 活動報告書

活動日	名称	活動場所	参加人数	内容
4月 2日	役員会	〇〇公民館	6人	総会の打合せ
4月 9日	総会	〇〇公民館	30人	前年度の活動・ 会計報告と新年 度の活動計画・ 予算の話し合い
5月12日	定期練習	〇〇公民館	23人	基礎練習
5月20日	定期練習	〇〇公民館	18人	基礎練習
6月 2日	定期練習	なびあすホール	28人	全体の音合わせ
6月10日	役員会	会長宅	6人	発表会の打合せ
				(以下省略)

※ 決められた書式はありませんので、前年度の活動内容がわかる「活動報告書」であれば結構です。

Q2 収支決算書の作り方を教えてください。

A2 収支予算書は、計画的、継続的な活動をするために、予算を立てて活動することを前提として作成するものです。団体活動を行う上で、会場費、郵送料、事務用品代や、指導者への謝礼など、いろいろな経

費が必要になります。一般的には、会計担当は、収入と支出のつど会計簿に記入し、内容を明らかにしておきます。会計年度終了後、収入と支出それぞれの総額と内訳を具体的にまとめて収支決算書を作ります。そして、正しく処理されたかどうか会計監査を受け、会員に報告します。

登録申請の際は、前年度の収支決算書を提出してください。

なお、前年度に収支決算書を作成しなかった団体は、今年度の収支予算書を作成してください。

(例) ○○コーラス ○○年度 収支決算書

収 入		
科目	決算額	適用
前年度繰越	12,000円	
会費収入	60,000円	500円×12人
合計	72,000円	
支 出		
科目	決算額	適用
施設利用料	50,000円	なびあすホール
備品購入費	10,000円	メトロノーム他
次年度繰越	12,000円	
合計	72,000円	

※ 決められた書式はありませんので、前年度の収支内容がわかる「収支決算書」であれば結構です。

Q3 私たちのサークルは、今まで規約（会則）を持っていませんでした。規約とは、どのような内容で作成するものでしょうか。

A3 規約（会則）は、団体の基本的な取り決めであり、会員間の合意で決めていくものです。会員の中に規約を知らない人がいないようにしましょう。

一般的に、規約には次のような項目が考えられます。

項 目	内 容
①会の名称	みなさんのサークルの名称を記載します。
②事務所（団体所在地）	代表者宅に置く場合が多いのですが、連絡員宅に置く場合もあります。
③目的	会の目的を明確にすることにより、会員が共通の認識をもって活動できます。

④活動内容	団体の目的を実現するために、活動する内容を具体的に示します。
⑤会員及び入退会	会員は平等の権利と責任をもちます。町民に開かれたサークルは、目的に賛同する人なら誰でも入会できることが原則で、退会は会員の自由意志により決めます。
⑥役員と役割	会長・副会長・会計・会計監査などの役員を団体の活動に合わせて置き、役割と任期を定めます。
⑦会議	総会（定期・臨時）、役員会など、団体運営に必要な会議を設けます。 年に1度は、総会を開催します。
⑧規約の改正	どういうルールで改正できるのか明確にしておきます。改正は、総会で十分審議し、慎重に行いません。
⑨経費・会計	会員の総意により平等に負担し、会員に報告します。
⑩施行日	規約の取り決めを実際に実行し始める日を明記します。

※ 次に規約の具体的な作成例があります。上の表の①から⑩までと、作成例の（ ）の中の①～⑩は対応しています。

みはまコーラスの会 会則 作成例

（名称・所在地）（①・②）

第1条 本会はみはまコーラスの会と称し、事務局を代表者の自宅に置く。

（目的）（③）

第2条 本会はコーラスの技術向上と、会員相互の親睦を図り、自主的な練習活動を進めることを目的とする。

（活動内容）（④）

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

（1） 毎月第1水曜日に合唱練習を行う。

（2） ○○音楽祭に参加する。

（3） 秋に、みはまコーラスの会 定期演奏会を開催する。

（入会の資格）（⑤）

第4条 本会に入会できるものは、会の目的に賛同し、活動できるものとする。

（役員）（⑥）

第5条 本会に次の役員を置く。

代表者1名、副代表者2名、連絡員1名、会計1名、会計監査2名

（役員を選任並びに任期）（⑥）

第6条 役員は、会員の中からの互選により、任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(総会・役員会)(⑦)(⑧)

第7条 本会は、年1回の総会及び必要に応じて臨時総会を開催し、次の事項について審議する。総会は会員の過半数の出席を必要とする。議事は、出席者の過半数の賛成によって決定する。

(1) 事業計画

(2) 予算・決算

(3) 会則改正

(4) その他必要事項

2 役員会は必要に応じて開催し、会の運営について協議する。

(会費及び会計)(⑨)

第8条 本会の必要経費は、会費その他の収入によってまかなう。

2 入会金は1,000円、会費は月500円とする。

3 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

付則(⑩)

この会則は、平成10年10月10日から施行する。

この会則は、平成16年4月1日から施行する。

【美浜町地区公民館社会教育関係団体登録制度に関するお問い合わせ先】

美浜町北西郷公民館

〒919-1125 美浜町笹田 15-1

電話：32-0317

FAX：32-3317

E-mail：kita-k@kl.mmnet-ai.ne.jp

美浜町南西郷公民館（美浜西小学校敷地内）

美浜町金山 14-1

電話：32-2654

FAX：32-2655

E-mail：minami-k@kl.mmnet-ai.ne.jp

美浜町耳公民館（歴史文化館併設）

美浜町河原市 8-8

電話：32-0027

FAX：32-0615

E-mail : bunkazai@town.fukui-mihama.lg.jp

美浜町山東公民館（美浜町佐田出張所併設）

美浜町山上 1-11-1

電話：38-1001

FAX：38-1001

E-mail : sandou-k@kl.mmnet-ai.ne.jp

年 月 日

美浜町地区公民館社会教育関係団体登録事項変更届

美浜町教育委員会 様

団 体 名

代表者氏名

印

下記のとおり変更になりましたので、下記のとおり報告します。

変更事項	変更前	変更後

(参考様式)

年度 活動計画 (実績) 書

活動日	名称	活動場所	参加人数	内容

上記内容に相違ないことを証明します。

団体名

代表者氏名

印

(参考様式)

年度 収支予算(決算)書

収 入		
科目	予算(決算)額	適用
合計		
支 出		
科目	予算(決算)額	適用
合計		

上記内容に相違ないことを証明します。

団体名

代表者氏名

印